

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年4月から38年3月まで

国民年金制度が始まったのは昭和36年4月だが、加入手続は35年12月に兄が行った。また、兄は家の金銭管理や商売実務を家長として一切を取り仕切っており、国民年金保険料も兄が納めていた。

ねんきん特別便で、昭和37年度の国民年金保険料が未納となっていることが分かった。兄の国民年金は死亡するまで、すべての期間の国民年金保険料を納付しており、同一家族の中で1年間未納となっていることは考えられない上、夫は婚約中に、兄から国民年金に加入した年から国民年金保険料を納めている納入通帳のような書類を見せてもらい、毎月の枠に印紙か押印がされていた記憶がある。

当時の生活状況から、未納は考えられないので年金記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と短期間であるとともに、申立人は申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金加入手続及び婚姻前の国民年金保険料を納めていたとする申立人の兄と申立人の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、兄は昭和36年4月の国民年金制度発足からすべての期間の国民年金保険料を納付している。

さらに、申立人の兄は申立期間を除く、申立人の婚姻前の国民年金保険料をすべて納付している上、婚約中であった申立人の夫は、当時、申立人の兄から申立人の国民年金の納付状況等を説明されたことを記憶しているなど、兄の国民年金保険料に対する納付意識の高さがうかがえ、申立期間のみ国民年金保険

料を未納としていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から38年3月までの期間及び62年4月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から38年3月まで
② 昭和62年4月から63年3月まで

申立期間①は申請免除記録とされているが、結婚前は、実家の父親が納付していた。当時、実家は駅前で食堂を経営しており、結婚するまで仕事を手伝っていた。A商業協同組合の事務の方が集金に来ていた。

申立期間②は未納とされているが、結婚後は自分が保険料を納付していた。当時は、銀行や郵便局だったと思うが、毎月、支払っていた。昭和60年ころ、入院していて支払いが遅れ、未納だというのはがきが届いたことがある。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当時、申立人と同様に家業を手伝っていた申立人の二人の姉の国民年金保険料は未納無く納付されている上、その姉の一人から申立人の父親は、姉妹の国民年金保険料を結婚するまで納付していたとの証言があることから、申立人のみが申請免除とされていることは不自然である。

また、B市が保管する申立人の姉妹の被保険者名簿から、A商業協同組合と類似の組織が存在したことが推認できる。

さらに、申立期間②については、申立人が保管する国民年金手帳から、転居の都度、住所変更の届出が行われていることが確認でき、申立人は国民年金制度に対する関心と納付意識が高かったことがうかがえるとともに、当該期間前後の国民年金保険料は、現年度納付されていることが社会保険庁の記録から確認できる上、当該期間の前後を通じて生活状況に大きな変化は認められないことから、12か月と比較的短期間である当該期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和41年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月31日から同年4月1日まで
被保険者期間が1か月不足である。

A株式会社B営業所から同社C営業所への転勤時の手続年月日の不備により、誤りが生じたと考えられることから、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A株式会社が保管する従業員台帳の記録及び事業主の供述から判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し（昭和41年4月1日にA株式会社B営業所から同社C営業所に異動）申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B営業所における昭和41年2月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付していなければ勘定に残高が発生することになるが、資料が無く確認できないことから保険料を納付したか否かは不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和41年4月1日と届けたにも関わらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料の納入の告

知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 4 月まで

ねんきん特別便が届き、未納期間があることに気がついた。昭和 36 年よりきちんと納付してきたつもりだったので、未納期間があることにびっくりした。

保険料は私が納付しており、当時は家業の手伝いをしていた息子の保険料も納付していたが、私の分が未納で、息子の分が納付になっているのも変に思う。

昭和 40 年代から日記をつけており、そこに 60 年度の年金支払いの記載もあるので、納付していると思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立てどおり、申立人が所持する日記には、昭和 62 年 1 月 30 日に「昭和 60 年度分年金支払いする 31,100 円」の記載があるが、この保険料額は 59 年度分の 5 か月分に相当し、納付金額と納付年月日が、社会保険庁の納付記録とも一致することから、59 年 11 月から 60 年 3 月までの保険料と推認できる上、その記載以降、日記には申立人の国民年金保険料納付の記載は無く、申立期間についても、当該息子の保険料納付の記載があるのみである。

また、申立人の息子の国民年金保険料納付については、申立人の国民年金保険料と納付年月日が異なり、申立人より優先して納付されていることが確認でき、ほかに申立期間について国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 9 月 1 日から 31 年 7 月 31 日まで
② 昭和 32 年 12 月 25 日から 33 年 5 月 31 日まで
③ 昭和 33 年 11 月 30 日から 34 年 3 月 31 日まで

私はA事業所（現在は、B機関C事業所）に、継続的に雇用されており、A事業所管内での事業場における配属の変更はあっても、厚生年金保険加入記録の漏れは無いものと思われるため、再度記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA事業所管内の事業場に臨時作業員として、雇用契約を更新しながら勤務していたことは、B機関C事業所から提出された人事記録簿等の資料及び同僚の供述から推認できる。

しかし、B機関C事業所では、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に関する届出並びに、厚生年金保険料の納付については、関係資料が無く不明としている。

また、B機関C事業所に照会したところ、「当時の臨時作業員の厚生年金保険の加入については、作業班単位で対応がまちまちで、個別にどの作業班がどのような取扱いをしていたかは把握していない。」との回答があったことから、各作業班における厚生年金保険の加入基準については確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に欠番は無く、申立期間に申立人の記録も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 8 月から 50 年 1 月 31 日まで
② 昭和 50 年 5 月から 57 年 6 月まで

申立期間①について、株式会社Aに調理師として勤務していた。申立期間②については、自分が代表取締役として有限会社Bを設立し、社会保険に加入していた。それが社会保険事務所で確認したら、厚生年金保険の加入記録が無いと言われた。再度、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①における株式会社Aの事業主の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間①中に当該事業所に勤務していたことは認められるが、社会保険事務所保管の適用事業所名簿を確認したところ、当該事業所は昭和 55 年 5 月 1 日に健康保険及び厚生年金保険の適用となっており、申立期間①当時は適用事業所ではない。

また、申立期間②において、申立人は申立事業所の事業主であり、昭和 50 年 3 月設立後、すぐに株式会社Cに依頼の上、社会保険事務所に対し新規適用の手続をしたとするが、同社では、担当者は死亡の上、資料も無く確認できないとともに、社会保険事務所保管の適用事業所名簿を確認したところ、当該事業所は昭和 61 年 9 月 1 日に健康保険及び厚生年金保険が適用された記録とされており、申立期間②当時は適用事業所ではない。

さらに、両申立期間の申立事業所は、法人組織であるものの業種はそれぞれ、旅館業、飲食業であったことから、いずれの事業所も申立期間当時、強制適用の対象となる業種（事業）ではなく、社会保険庁長官の認可を受けて任意包括適用事業所となることのできる事業所である。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、両申立期間の事業主はいずれも申立期間当時、厚生年金保険に関して、任意包括適用事業所になるための認可の申請を行った形跡が見当たらず、申立人は厚生年金保険の被保険者となることはできない。

加えて、両申立期間において、申立人の雇用保険の記録が確認できないことから、勤務期間の確定ができない上、社会保険事務所の記録によると、申立人は、申立期間②のうち、昭和50年5月から51年3月まで国民年金に加入し、国民年金保険料は全額免除の申請をしていることが確認できる。

なお、申立人は、両申立期間において、厚生年金保険料を給与から控除されていたと主張しているが、いずれの申立期間においても保険料控除の事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。